

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公開番号】特開2015-24190(P2015-24190A)

【公開日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2014-215458(P2014-215458)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 2 8

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月13日(2015.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を循環させる循環経路を有し、持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される封入式の遊技機と、遊技者所有の遊技用価値を用いて持点を加算するとともに前記遊技機と通信可能に接続される遊技用装置とを備える遊技用システムであって、

前記遊技機は、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定する特定手段と、

持点を記憶する副持点記憶手段と、

前記副持点記憶手段が記憶している持点を前記変化量に応じて更新する副持点更新手段と、

前記変化量を特定可能な更新情報と前記副持点記憶手段に記憶されている持点とを前記遊技用装置へ送信する制御を行なう情報送信制御手段と、

当該遊技機で遊技を行なっている遊技者を特定可能な遊技者特定情報を記憶する遊技者特定情報記憶手段と、

前記遊技用装置との通信の開始の際に前記遊技者特定情報記憶手段に記憶されている遊技者特定情報を前記遊技用装置へ送信する制御を行なう遊技者特定情報送信制御手段とを含み、

前記遊技用装置は、

持点を記憶する主持点記憶手段と、

前記更新情報を受信する情報受信手段と、

前記主持点記憶手段が記憶している持点を前記更新情報に基づいて更新する持点更新手段と、

前記遊技者特定情報を読み取る遊技者特定情報読み取手段と、

前記遊技機と接続されて通信が開始された際に、前記遊技者特定情報読み取手段により読み取られた遊技者特定情報を前記遊技者特定情報送信制御手段の制御により送信されてきた遊技者特定情報とにより同一の遊技者が特定されるか否かを判定する同一判定手段と、

該同一判定手段により同一であると判定されたときに、前記情報送信制御手段の制御により送信されてきた持点を現時点での持点として前記主持点記憶手段に記憶させる持点

記憶制御を行なう記憶制御手段とを含む、遊技用システム。

【請求項 2】

遊技媒体を循環させる循環経路を有し、持点による遊技が可能であり入賞の発生に応じて持点が加算される封入式の遊技機と通信する通信部を備え、遊技者所有の遊技用価値を用いて持点を加算する遊技用装置であって、

持点を記憶する持点記憶手段と、

前記遊技機により遊技を行なう遊技者を特定する遊技者特定情報を読み取る遊技者特定情報読み取手段とを備え、

前記通信部は、遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定可能な更新情報と、遊技への使用および入賞の発生に応じて前記遊技機側で更新している持点と、前記遊技機で記憶されている遊技者特定情報を前記遊技機より受信し、

前記遊技用装置は、さらに、

前記持点記憶手段が記憶している持点を前記通信部により受信された更新情報に基づいて更新する持点更新手段と、

前記遊技機と接続されて通信が開始された際に、前記遊技者特定情報を読み取手段により読み取られた遊技者特定情報を前記通信部により受信された遊技者特定情報とにより同一の遊技者が特定されるか否かを判定する同一判定手段と、

該同一判定手段により同一であると判定されたときに、前記通信部により受信された持点を現時点での持点として前記持点記憶手段に記憶させる持点記憶制御を行なう記憶制御手段とを含む、遊技用装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(1) 本発明は、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される封入式の遊技機(パチンコ機2、スロットマシン2S)と、遊技者所有の遊技用価値(プリペイド残高、持玉数、あるいは貯玉数)を用いて持点を加算するとともに前記遊技機と通信可能に接続(コネクタ330、20、220と接続配線)される遊技用装置(カードユニット3)とを備える遊技用システムであって、

前記遊技機は、

前記遊技用装置と通信を行なう遊技機側通信手段( P台通信制御部81、S台通信制御部82)と、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量(加算玉数、減算玉数)を特定する特定手段(遊技機制御用のマイクロコンピュータ、加算玉数カウンタ、減算玉数カウンタ、加算数カウンタ、減算数カウンタ)と、

持点を記憶する副持点記憶手段(遊技玉数カウンタ、持点数カウンタ)と、

前記副持点記憶手段が記憶している持点を前記変化量に応じて更新する副持点更新手段(払出手帳部17、払出手帳部117)と、

前記変化量を特定可能な更新情報を前記副持点記憶手段に記憶されている持点とを前記遊技用装置へ送信する制御を行なう情報送信制御手段(図44;加算玉数、減算玉数、遊技玉数を含む動作応答を送信)と、

当該遊技機で遊技を行なっている遊技者を特定可能な遊技者特定情報を(C-ID等)を記憶する遊技者特定情報を記憶手段(図6、図111;表示器用演出制御部292の現遊技者遊技履歴データ記憶部)と、

前記遊技用装置との通信の開始の際に前記遊技者特定情報を記憶している遊技者特定情報を前記遊技用装置へ送信する制御を行なう遊技者特定情報を送信制御手段(図27、図37、図65~図82;C-IDを含むリカバリ応答を送信)とを含み、

前記遊技用装置は、

持点を記憶する主持点記憶手段（「遊技玉数」を記憶するRAM、「持点数」を記憶するRAM）と、

前記更新情報を受信する情報受信手段（CU通信制御部80）と、

前記主持点記憶手段が記憶している持点を前記更新情報に基づいて更新する持点更新手段（メイン制御部323）と、

前記遊技者特定情報を読み取る遊技者特定情報読み取手段（カードリーダライタ327等）と、

前記遊技機と接続されて通信が開始された際に、前記遊技者特定情報読み取手段により読み取られた遊技者特定情報と前記遊技者特定情報送信制御手段の制御により送信されてきた遊技者特定情報とにより同一の遊技者が特定されるか否かを判定する同一判定手段（図68～図70、図73、図74、図77、図78、図81；リカバリ応答に含まれるC-IDと挿入されたカードのC-IDとの同一性を判定するメイン制御部323）と、

該同一判定手段により同一であると判定されたときに、前記情報送信制御手段の制御により送信されてきた持点を現時点での持点として前記主持点記憶手段に記憶させる持点記憶制御を行なう記憶制御手段（図68～図70、図73、図74、図77、図78、図81の破線で示したステップ）とを含む。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

（4）本発明の他の態様は、遊技媒体を循環させる循環経路を有し、持点による遊技が可能であり入賞の発生に応じて持点が加算される封入式の遊技機（パチンコ機2、スロットマシン2S）と通信する通信部（CU通信制御部80）を備え、遊技者所有の遊技用価値（プリペイド残高、持玉数、あるいは貯玉数）を用いて持点を加算する遊技用装置（カードユニット3）であって、

持点を記憶する持点記憶手段（「遊技玉数」を記憶するRAM、「持点数」を記憶するRAM）と、

前記遊技機により遊技を行なう遊技者を特定する遊技者特定情報（C-ID等）を読み取る遊技者特定情報読み取手段（カードリーダライタ327等）とを備え、

前記通信部は、遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定可能な更新情報と、遊技への使用および入賞の発生に応じて前記遊技機側で更新している持点と、前記遊技機で記憶されている遊技者特定情報とを前記遊技機より受信し（図44；加算玉数、減算玉数、遊技玉数を含む動作応答を受信）、

前記遊技用装置は、さらに、

前記持点記憶手段が記憶している持点を前記通信部により受信された更新情報に基づいて更新する持点更新手段（メイン制御部323）と、

前記遊技機と接続されて通信が開始された際に、前記遊技者特定情報読み取手段により読み取られた遊技者特定情報と前記通信部により受信された遊技者特定情報とにより同一の遊技者が特定されるか否かを判定する同一判定手段（図68～図70、図73、図74、図77、図78、図81；リカバリ応答に含まれるC-IDと挿入されたカードのC-IDとの同一性を判定するメイン制御部323）と、

該同一判定手段により同一であると判定されたときに、前記通信部により受信された持点を現時点での持点として前記持点記憶手段に記憶させる持点記憶制御を行なう記憶制御手段（図68～図70、図73、図74、図77、図78、図81の破線で示したステップ）とを含む。